

第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

(可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第39条 別表第5の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）のうち可燃性固体類（同表備考6に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。）及び可燃性液体類（同表備考8に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 可燃性固体類（別表第5備考6(4)に該当するものを除く。）にあつては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のⅢの項において、可燃性液体類及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ アの内装容器等には、見やすい箇所に可燃性液体類等の化学名又は通称名及び数量の表示並びに「火気厳禁」その他これと同一の意味を有する他の表示をすること。ただし、化粧品の内装容器等で最大容量が300ミリリットル以下のものについては、この限りでない。

(2) 可燃性液体類等（別表第5備考6(4)に該当するものを除く。）を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。

(3) 可燃性液体類等は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。

(4) 前号の基準は、可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱うに当たつて、同号の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講ずること。

2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」という。）にあつては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数（貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第5に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この号において同じ。）に応じ次の表に掲げる幅の空地を、指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては1メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

容器等の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地の幅
タンク又は金属製容器	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	2メートル以上
	200以上	3メートル以上
その他の場合	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	3メートル以上
	200以上	5メートル以上

## 【第39条（可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）】

(2) 別表第5に定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅1メートル（別表第5で定める数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

3 前2項に規定するもののほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱い並びに可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、第35条から第37条の2まで（第36条の2第1項第16号及び第17号、第36条の3第2項第1号並びに第37条を除く。）の規定を準用する。

※ 改正経過：制定〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔昭和50年条例第40号〕、一部改正〔昭和55年条例第39号〕、一部改正〔平成2年条例第9号〕、一部改正〔平成14年条例第7号〕、一部改正〔平成17年条例第34号〕

### 【趣旨】

本条は、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等について定めたものであり、別表第5の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの及び危険物第4類動植物油類（指定数量の5分の1以上指定数量未満の数量のものに限る。）については、次に掲げる指定可燃物等の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準等により規定される。

なお、指定可燃物等は、指定される物質の性状等に応じて、「可燃性液体類等」と「綿花類等」に大きく分けられる。これらの物質の根本的な違いとして、「可燃性液体類等」は、加熱することにより可燃性蒸気が発生し、引火する性状を有するものであり、「綿花類等」は引火点を有しないが、着火が容易であり、着火後の燃焼速度が速いという性状を有するものである。

### 【解説】

「可燃性液体類等」とは、別表第5備考6に規定する「可燃性固体類」、別表第5備考8に規定する「可燃性液体類」及び第4類危険物のうち「動植物油類」が該当するものである。貯蔵及び取扱いの基準は、本条第1項に規定するほか、同条第3項において、指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準（一部の規定を除く。）の準用があることに留意する必要がある。

#### 1 容器への収納等（第1項第1号関係）

本号は、可燃性液体類等を容器へ収納し、又は詰め替える際の基準である。

(1) 可燃性固体類、可燃性液体類及び動植物油類の性状に応じ、次の示すとおり、適応する容器を用いる必要がある。

なお、可燃性固体類は、温度上昇により液状となるものがあることから、収納時の状態が固体であっても、当該容器を密封する必要がある。

ア 可燃性固体類（20℃を超え、100℃以下で液状となるもの、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム（1グラム当たりの低発熱量が約8,150カロリー）以上かつ、引火点が200℃以上のもの（例：ロード）等を除く。）は、危規則別表第3の表中、危険物第2類、危険等級III（引火性固体類のうち危険性の低いものに対応する容器）に適合する容器を用いること。

イ 可燃性液体類及び動植物油類は、危規則別表第3の2の表中、危険物第4類、危険等級III（引火性液体類のうち危険性の低いものに対応する容器）に適合する容器を用いること。

(2) 容器に対する表示義務を規定しており、容器の見やすい箇所に次の表示を行うものとする。ただし、化粧品の容器で最大容量が300ミリリットル以下については、除外される。

ア 化学名又は通称名

イ 数量

ウ 「火気厳禁」その他これと同一の意味を有する他の表示

(3) 動植物油類は、本規定による詰め替えの後は、容器に収納され、常温で貯蔵されている限り、危険物としての規制を受けない（危規則第1条の3第7項）。

## 2 容器を積み重ねる高さの基準（第1項第2号関係）

容器の積み重ね高さは、過去の地震の際、危険物施設において容器の落下による流出事故が多く発生したことを踏まえ、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の基準（第36条の2第1項第17号）に準じて規定されたものである。高さは、最下段の容器の底部から最上段の容器上端までの高さをいう。

なお、この規定が適用されないものは、1（1）アで除外されている性状の物品（ラード等）である。

## 3 貯蔵取扱いに関する基準（第1項第3号関係）

可燃性液体類等は、炎、火花若しくは高温体との接近又は加熱による温度上昇をさせ、みだりに蒸気を発生させてはならない。

可燃性液体類は、引火点が40℃以上の引火性を有する物質であるが、引火点以上に加熱した場合は、発生する蒸気が爆発性雰囲気を形成し、引火点が40℃未満の引火性液体を常温で取り扱うことと同様の火災危険が生ずるためである。

《参考》数量により可燃性液体類に該当する物質の火災事例：「天ぷら油火災」

天ぷら油等の食用油は、そのほとんどが、2立方メートル（2,000リットル）以上の数量がある場合に、指定可燃物として規制される物質である。

事案としてよく発生する天ぷら油火災は、天ぷら油がこんろ火により、引火点（約320℃）以上に加熱されたことで、こんろ火から引火して火災化するものであり、出火を防ぐためには、油温が引火点まで上がらないよう管理することである。

なお、この参考事例の場合は、一般家庭の数量では、指定可燃物としての規制を受ける数量でないため、本条項の適用を受けるものではないが、物質の火災危険性は数量に関わらず同じであることを認識する必要がある。

## 4 貯蔵取扱いに関する基準の例外（第1項第4号関係）

可燃性液体類等の貯蔵又は取扱いが第3号の原則によることが通常でない場合は、災害の発生を防止するための十分な措置を講じ、原則による取扱いとしないことができる。また、その判断にあたっては、危険性の程度及びこれに対する措置等を十分勘案して判断することが必要である。

なお、この規定が適用される場合の例としては、大容量のフライヤー等の調理設備を用いて、食用油（可燃性液体類）を加熱する取扱い等が挙げられ、災害の発生を防止する措置として、油温の制御等がある。

## 5 屋外の位置に関する基準（第2項第1号関係）

可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の基準は、本項において規定するほか、第3項において、指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準（一部の規定を除く。）の準用があることに留意する。

可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲に、一定の空地を保有し、又は防火上有効な塀等を設けることによって、火災時における延焼防止を目的とするものである。本号における空地は、隣接する建築物、工作物又は危険物等に対して確保すべき防火上必要な空地である。防火上有効な塀等により空地の距離を減免する場合においては、空地を確保できない部分（当該部分の幅）に第36条の3第2項第1号の解説による塀等が設けられていることとする。

なお、可燃性液体類等については危険物と異なり、条例による規制数量の上限が規定されないこ

【第39条（可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）】

とから、第36条の3第2項第1号ただし書に準じる規定が第39条第2項第1号には規定されていないものである。

6 貯蔵し、又は取り扱う室内の構造に関する基準（第2項第2号関係）

本号は、可燃性固体類等の数量に応じた延焼防止措置として、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造ることとしたものであり、ただし書の規定は、前記の構造とすることができない構造の室の場合の代替措置を規定したものである。

「防火上有効な隔壁」とは、小屋裏まで達する、耐火構造、準耐火構造又は防火構造の壁が該当する。

なお、次に示す第3項の準用規定において、第36条の3の2第1号の準用基準と競合することとなるが、本文の規定が優先することとなる。

7 指定数量未満の危険物に係る基準の準用（第3項関係）

可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備について、次に掲げる規定が準用される。

- (1) 第36条の2第2項
- (2) 第36条の3第2項（第1号を除く。）

※ 第1号は、第39条第2項第1号により屋外の位置について規定されるため除かれる。

- (3) 第36条の3の2
- (4) 第36条の4第2項
- (5) 第36条の5第2項
- (6) 第36条の6第2項

第36条の2第2項第1号の準用規定による標識（移動タンクのみ）

指 定  
可 燃 物

標識の規格等

幅 : 30センチメートル以上  
長さ : 30センチメートル以上  
色 : 地を「黒色」、文字を「黄色」としなければならない。

《参考》移動タンクに設置する指定可燃物の標識について

この標識は、第39条第3項において準用する第36条の2第2項第1号に規定される標識で、規格は規則第15条（別表及び付図5の3）において規定されている。

なお、少量危険物の移動タンクの場合（第36条の2第2項第1号）と異なり、文字に反射塗料等を用いる規定が明確にされていないが、反射性を有する材料で表示することが望ましい。

標識・掲示板（タンク等で可燃性固体類等を取り扱う場所の例）

標識・掲示板の記載例（可燃性液体類（廃食用油）を取り扱う場所）

指定可燃物貯蔵取扱所  
品名 可燃性液体類（廃食用油）  
最大数量 ○○○ 立方メートル  
責任者 □□ □□

指定可燃物貯蔵取扱所である旨の標識  
指定可燃物の品名、最大数量を表示する掲示板



防火に関し必要な事項を掲示する掲示板

標識・掲示板の規格等  
幅 : 30センチメートル以上  
長さ : 60センチメートル以上

指定可燃物の品名、最大数量を表示する掲示板は、地を「白」、文字を「黒」とする。

防火に関し必要な事項を掲示する掲示板は、可燃性液体類を貯蔵し取り扱う場所の場合、地を「赤」、文字を「白」とする。